

平成 30 年度 第 2 回新上五島町
水道事業経営審議会 会議録

平成 30 年 12 月 6 日 (木)

新上五島町水道課

平成30年度 第2回新上五島町水道事業経営審議会 会議録

会議名称	平成30年度第2回新上五島町水道事業経営審議会
開催日時	平成30年12月6日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	新上五島町役場 3階委員会室
出席委員	8名 板垣会長、田口委員、渡辺委員、道下委員、田崎委員、橋端委員、永田委員、大渡委員
欠席委員	2名 増田副会長、今村委員
傍聴可否 (傍聴者数)	傍聴可 0名
事務局	【水道課】 徳永課長補佐、森下課長補佐、平瀬主査、築地主査
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 新任委員紹介 3. 報告(会議成立の成否、傍聴人の有無) 4. 会長あいさつ 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項:水道料金の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業経営の基本的な考え方と将来の見通し ・建設事業計画及び各事業の概要 ・財政収支計画 (2) 水道料金見直しの必要性の有無 (3) 意見交換 (4) その他(次回開催日の調整等) 6. 閉会
資料一覧	<p>【資料1】 新上五島町水道事業建設事業計画</p> <p>【資料2】 新上五島町水道事業財政収支計画</p> <p>【資料3】 水道事業経営の基本的な考え方と将来の見通しについて</p> <p>【参考】 全国にみる水道料金体系及び改定状況 現行料金の他市町との比較</p>

新上五島町水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

任期：平成 29 年 10 月 12 日から平成 31 年 10 月 11 日まで

	区 分	氏 名	役職	所 属
1	学識経験者	いたがき たろう 板垣 太郎	会 長	長崎県立大学経営学部経営学科講師
2	〃	ますだ ひろし 増田 博	副会長	新上五島町商工会長 ※委員任期：H30. 5. 23～H31. 10. 11
3	〃	いまむら ひでふみ 今村 英文		税理士
4	〃	たぐち ただあき 田口 忠昭		町簡易水道事業事前評価委員会 （旧町水道課長）
5	〃	わたなべ だいざぶろう 渡邊 大三郎		一般財団法人新上五島町振興公社理事
6	〃	たさき ひろき 田崎 裕基		(株)十八銀行上五島支店長 ※委員任期：H30. 12. 1～H31. 10. 11
7	水道使用者	みちした きよふみ 道下 陽章		駐在員連絡協議会若松地区代表 （若松地区郷長）
8	〃	はしばた よしあき 橋端 義明		奈良尾地区区長会代表（先小路区長）
9	〃	ながた みゆき 永田 美雪		町女性団体協議会役員
10	〃	おおわたり やすこ 大渡 寧子		町女性団体協議会役員

平成30年度 第2回新上五島町水道事業 経営審議会 会議結果（会議録）

（事務局）

皆さんこんにちは。本日は、師走の大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成30年度第2回新上五島町水道事業経営審議会を開会いたします。

早速ですが、新任委員の田崎様について、簡単にご紹介をさせていただきます。

十八銀行上五島支店長でありました前任の山口委員が、12月1日付けで転勤・転出が決まったことから委員辞退の申し出があり、受理しております。

その後任といたしまして、新たに上五島支店に着任されました田崎支店長に急遽、委員委嘱をお願いしましたところ、快く承諾をいただきましたので、山口委員の残任期間12月1日から平成31年10月11日まで委員委嘱となりました。

田崎委員におかれましては、転勤早々の忙しい中で、最大限のご配慮をいただいたものと、感謝いたします。どうぞ、そのお立場で忌憚のないご意見を賜ればと存じます。よろしく願いいたします。

【委員・職員紹介】

（事務局）

せっかくですので、ここで簡単に自己紹介をよろしいでしょうか。

まずはじめに、田崎委員、次に板垣会長、そして右周りの順をお願いいたします。

（委員自己紹介）

（事務局）

ありがとうございました。

なお、本日は増田副会長、今村委員につきましては、諸事情のため欠席となっております。

続きまして、事務局の方も私の方から簡単に、氏名のみ紹介させていただきます。

（事務局職員の紹介）

皆さん、お気づきのこととは思いますが、課長の中野が不在です。

11月1日から体調を崩しまして病氣療養で休んでおりました、今審議会には当初出席する予定でしたが、叶わず、今月も病休となっております。事務局として課長不在は、委員皆様方に対して大変申し訳ない事態ではありますが、町長、副町長とも協議しながら残る職員で万全を期して対応させていただきますので、事情ご賢察の上、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【配布資料確認】

（事務局）

それでは、配布資料の確認をいたします。

（配布資料確認）

【報告：会の成立】

（事務局）

会議に先立ちまして、ご報告があります。

まず、本日の会議出席者は8名でありますので、会は成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては板垣会長にお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

事務局より、本会は成立していることの報告を受けました。

さて、前回審議会で、会議の原則公開の決定と傍聴はできるとの取り決めをしましたが、本日の会議も同様でよろしいでしょうか？

(「はい」の声あり)

【傍聴について】

(会長)

事務局にお聞きしますが、本日、傍聴人はいらっしゃいますか？

(事務局)

傍聴人はおりません。

【会長あいさつ】

(会長)

各委員の皆様及び事務局の皆さん、改めまして、こんにちは。

今まさに、国会におきまして、水道事業の経営の安定化に向けて、民間の参入を促す、つまり「民営化」しやすくする水道法改正案が昨日5日、参議院本会議で可決、改めて衆議院に送り返しての採決となる見通しでございます。

争点の民営化の手法は、「コンセッション方式」と呼ばれ、自治体が施設の所有権を持ったまま運営権を長期間、民間に売却できる制度です。先進の諸外国では、水道料金の高騰や水質悪化の問題が相次いで、近年は公営に戻す動きが加速している中であって、なぜ日本は逆行するのかと野党側の反対も相当なものがありました。

なぜ、政府は民間企業の参入を促そうとするのか。政府の説明によれば、その最大の理由は「深刻な赤字を克服するため」ということでご

ざいますが、新上五島町水道事業のみならず、水道事業を運営する地方公共団体1,273事業体のうち、3割を超える424事業体において給水原価、こちらは料金徴収対象の水道水1立方メートルを作るのに必要な経費ということですが、この給水原価が供給単価、料金徴収対象の水道水1立方メートル当たりの販売単価でございますが、こちらを上回るという、原価割れの状況にありまして、小規模の水道事業体にとっては、課題解決に向けた取り組みは非常に厳しいものがあるなど感じるところでございます。

さて、本日の審議内容は、建設事業計画、財政収支計画の事務局説明を受け、その後、水道料金見直しの必要性があるかどうかについてお諮りすることになります。

どうぞ忌憚のないご意見を交わし、意義ある審議内容となりますよう、委員皆様のご協力をお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

【諮問事項:水道料金の見直しについて】

(会長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

諮問事項「新上五島町水道料金の見直しについて」の2回目ということで、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

こんにちは、よろしくお願いたします。

前回審議会では、諮問書の概要、審議の進め方、水道料金見直しの基本的な考え方について、ご説明させていただきました。

今回は、水道料金見直しの必要性の有無をご審議、ご決定していただくために、水道事業経営の基本的な考え方と将来の見通しについて、

水道事業の建設事業計画及び財政収支計画をご説明させていただきます。

本日、お配りしました資料「水道事業経営の基本的な考え方と将来の見通しについて」の3ページをお願いします。

I 経営にあたっての基本的な考え方

1 現状と課題

新上五島町の水道事業は、旧5町時代の昭和30年から40年代にかけて給水を開始して以来、随時、拡張事業を進め、町民の生活に欠かすことのできない水を安全かつ安定的な給水に努めてきました。

また、平成の大合併により上五島地域旧5町が合併し、平成16年8月1日に「新上五島町」が誕生しました。水道事業も経営の一元化が図られ、旧町の17簡易水道事業も新町にそのまま引き継がれ、経営の効率化を図るために統・廃合し、14簡易水道で運営してきました。

平成29年4月からは、国の意向に沿って簡易水道の統合促進を図り、上水道事業（公営企業会計）への移行を行いました。

国が提唱する民間委託の推進や広域化の推進により経営の効率化を図り、将来にわたって安全安心な水の供給を「独立採算」の経営によって運営しなければなりません。島の多くの小規模水源に原水を求め、多くの小規模水道施設を抱え、点在する小集落へ給水しているという構図に変わりはなく、経営環境が厳しい福祉的な水道施設であることは否めません。

近年、水道事業を取り巻く状況は変化しており、人口減少が続いているほか、町民の節水意識の定着、節水機器の普及、経済情勢による地域経済の低迷等、使用水量の減少に伴い水道料金収入の減少が続いております。将来の人口推計では、今後50年で給水人口は半減する見込みであり、使用水量も同様に減少する見込みであります。

一方、高度経済成長時代の給水人口増加や生活水準の向上による水需要の増加に対応するために建設した浄水場、配水池、水道管路等の水道施設は、徐々に耐用年数を迎えておりますので、施設の統廃合及びダウンサイジングにより、適正な規模で効率的な更新を進めていく必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震などをみても、水道施設は大規模な地震等により壊滅的な被害を受けやすく、復旧までの長期断水により住民生活や事業活動に重大な影響を及ぼすことが考えられます。

これらの課題を解決していくためには多額の費用が必要なことから、水道事業の経営はますます厳しくなっていくものと予想されます。

これまで、毎年の建設改良事業費を抑え、企業債残高の抑制に努めてまいりましたが、今後とも現在と同様に起債の借入れを行うと、給水人口1人当たりの企業債残高は、平成30年度見込みの約16万円から平成58年度（2046年）は約25万円に増加します。公平な世代間負担を図るためには、給水人口の減少に伴い、企業債残高も減少させる必要があります。

また、すべての簡易水道事業の統合に伴う上水道事業（公営企業会計）に移行しましたが、移行初年度の平成29年度決算において、すでに7,860万円の欠損金（赤字）を計上しており、移行後27年後（平成55年・2043年）には資金が底をつくことが見込まれます。計画した建設改良事業を予定どおり実施していくためには、適正額での補填財源残高の確保は必要であり、この補填財源を増加させるためには、利益を確保していく必要があります。

2 今後の経営方針

水道事業は、利用者からの水道料金により事業を運営する独立採算の企業として、常に経済性を発揮しながら絶えず事業の検証を行い、効果的・効率的な事業を展開していかなければな

りません。簡易水道事業の運営では、赤字であっても一般会計からの繰入金という財政支援がありました。平成29年度からの上水道事業移行に伴い、一層の独立採算制が求められています。

平成23年度策定の新上五島町水道ビジョン（水道基本計画）では、経営目標を「経営、安全、安定、環境、顧客」の視点で捉え、「未来に引き継ぐ新上五島町の水道～安全で良質な水を安定して～」を基本理念としています。主要施策を「安全で良質な水の安定供給の推進」としてきました。

今後の経営に当たりましては、来年度更新予定の新たな水道ビジョン及び実行計画として策定を検討している「新上五島町水道整備計画」によって、老朽施設の計画的な更新、浄水場等の統廃合による更新費用・維持管理費用の削減、基幹管路の優先的な耐震化等を進めなくてはなりません。水道施設整備計画では、老朽管解消事業のほか、基幹管路及び災害時重要ルートの耐震化についても検討が必要と考えます。

引き続き、これらの事業を推進するためには、更なる経費節減に努め、可能な限り国庫補助事業を活用して企業債借入れの抑制を図るとともに、必要な資産維持費を算入した適正な水道料金を設定し、老朽管の解消事業等の財源を確保していく必要があります。

また、平成28年度に策定した経営戦略においても、水道ビジョンや水道施設整備計画等の内容を反映させ、投資と財源の均衡を図り、将来にわたり持続可能な安定した事業経営に努めていかなければなりません。

3 水道料金の見直しについて

消費税増に伴う料金改定を除く、平成18年の料金改定では、上五島地域旧5町の料金水準の格差解消と適正料金化を目的に、料金算定期間を平成18年度から平成21年度までの4年間とし、水道料金を平均37.1%引き上げ

ております。（旧町別：若松地区13.1%、上五島地区51.4%、新魚目地区12.6%、有川地区76.2%、奈良尾地区31.9%の増）

今回は、平成29年度に上水道事業へ移行し、建設事業計画や財政収支計画を踏まえた水道料金の見直しが必要と判断しております。

経営見通しでは、人口減少に伴う水道料金収入の大幅な減少により、27年後（平成55年・2043年）には資金不足に陥ることが推計されております。

有収水量の大幅な減少傾向は続き、給水原価と供給単価の均衡は市町村合併前から崩れており、平成58年度（2046年度）には差額が約200円まで拡大し、料金回収率は約56.6%まで悪化します。料金収入が減少する一方で、水道管の延長や水道施設は一定規模を維持する必要があるとともに、老朽管解消事業や耐震化事業を進めるためには、長期的な経営見直しに基づく収入の確保が必要となります。

6ページをお願いします。

2 水道施設整備状況と今後の更新計画の方針

（1）水道施設整備状況

昭和59年度に事業費のピークを迎え、その後は、区域拡張及び建設後20年経過ごとに基幹改良事業を実施してきました。

基幹改良事業により、布設管路は20年スパンで更新事業を行っているが、管路の一部及び各施設の大幅な改修までは行っておらず、水道施設の老朽化が進んでいます。

（2）今後の更新計画

①耐用年数どおりに更新した場合と更新基準を法定耐用年数の1.7倍とした場合で検討しました。

①の場合、耐用年数通りに更新を行うため、最も事業費が高くなり、毎年、10億円近い事業費が必要となります。

②の場合は、更新基準を法定耐用年数の1.7倍として、毎年の建設事業費を2億5,000万円に平準化した場合、企業債借入金、企業債残高比も低くなり、将来世代の負担が抑えられます。

8ページをお願いします。

3 現行水道料金による経営見通し

(1) 給水人口と有収水量の推移

●給水人口は、平成58年(2046年)には約1万2,000人減少し、現在の約40%に減少します。

●有収水量は、平成58年には約87万 m^3 減少し、現在の約52%に減少となります。

(2) 損益・現金収支の推移

●損益は、上水道移行初年度から終始赤字となり、平成58年には単年度赤字が約1億6,000万円まで拡大し、平成29年(2017年)から平成58年までの損失合計は約38億円となります。

●資金収支は、平成44年(2032年)から単年度資金収支がマイナスに転じ、平成55年(2043年)には底をつき、平成58年には約マイナス3億円となります。

10ページをお願いします。

(3) 供給単価と給水原価の推移

●供給単価と給水原価は、移行初年度(平成29年度)から原価割れしており、平成58年(2046年)には差額が199.03円に拡大します。

●料金回収率は、平成30年(2018年)の74.26%から平成58年には56.61%と更に悪化します。

(4) 一人当たり企業債残高の推移

●企業債残高は、平成38年(2026年)までは大きく減少し、その後は横ばいで約20億円で推移します。

●給水人口の減少により、一人当たり企業債残高は、現在の約16万円から平成58年には約25万円に増加します。

12ページをお願いします。

4 将来を見据えた課題

(1) 人口減少に伴って、給水人口、有収水量が大幅に減少する。

(2) 料金収入が減少する一方で、水道管の延長や施設は極端には減らすことができないため、将来にわたり老朽管の更新など一定の建設投資が必要である。

(3) 建設投資の財源を企業債に依存しており、一人当たり企業債残高の上昇により、将来世代との世代間の負担に格差が生じる。

(4) 供給単価と給水原価は、上水道移行初年度前から原価割れ。

有収水量の減少に伴う給水原価の上昇により、供給単価との差が更に広がる。

(5) 今後の経営見通しでは、損益上はすでに赤字に転落しており、補填財源も多額の残高不足となるため、長期的な経営見通しに基づく収入の確保が必要である。

続きまして、資料1の「新上五島町水道事業建設事業計画」をお願いします。

1ページをお願いします。

2 課題

町内における施設数は、水源30箇所、浄水場28箇所、配水池75箇所と町内各地に点在しております。今後事業計画の中で、5浄水場(小河原、太田、立串、小串、荒川浄水場)の休止計画はありますが、その他の施設は、改良して今後も運用予定です。

施設の耐震化率は低く、施設更新には、大幅なコストが必要です。管路においても平成22年度から平成29年度までの管路更新率8.6%に留まっています。

3ページをお願いします。

4. アセットマネジメント

(1) 定義

水道におけるアセットマネジメント(資産管理)とは、「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理する体系化された実戦活動」を目指す。

(2) 目的

①中長期的な視点を持って水道資産の管理運営が実践されること。

②アセットマネジメントの実践を通じて、維持管理、計画及び財務等の各担当が、更新投資の必要性や財源確保について共通認識を持つこと。

③まずできることからアセットマネジメントを実践し、その実践により明らかとなった課題を解決することにより、資産管理水準の継続的な向上につながる。

④財源の裏付けを持った更新需要見通しを作成することで、水道施設への更新投資が着実に実施されること。

(3) 結果

更新基準を法定耐用年数の1.7倍とし更新事業費を2億5,000万円の場合が、更新需要が抑えられるため、企業債借入金、企業債残高比も低くなり、将来世代の負担も抑えられる。

5ページをお願いします。

5. 施設整備年次計画

アセットマネジメントの結果を参考に年間の事業費を2億5,000万円に抑え、管路更新も全体の約20%の更新とした場合の事業計画は次表のとおりになります。

表内の事業費は、施設更新事業費になります。

詳細は、8、9ページに年度計画、10ページから19ページに主要施設の更新費用を計上しております。20ページは、地区別管路延長と平成22年度から平成29年度の改良延長を計上しております。

7ページをお願いします。

⑥緊急管路更新事業の3ページの3-3上水道国庫補助事業メニューの1つで、補助率は4分の1となりますが、災害拠点である上五島病院に安定供給を図るため、七目、浦桑、青方間を一部既設管を利用し、接続する計画です。また新魚目の北部地区の災害拠点となる北魚目中学校、小学校の体育館に安定的な供給を図るため、大水浄水場と立串浄水場間を接続する計画です。

以上で私の説明は終わらせていただきます。

(事務局)

私の方からは、資料2の「財政収支計画」というのをお配りしているかと思うのですが、こちらの資料につきましては先ほどの資料3の説明で一通りいたしましたので、詳しい説明は省かせていただきます。

当初、昨年にお配りした財政収支資料から若干内容が変わっておりまして、それを元に、さきほど資料3でご説明させていただいたものであります。

以上でございます。

【質疑】

(会長)

ただ今、水道事業の経営の基本的な考え方と将来の見通しについて説明を受けました。

質疑に入るところなんです、少し説明も長かったということで、ここでちょっと早いんですが、10分間の休憩を取りまして、その後に質疑に入りたいと思います。

それでは休憩に入ります。

(10分間の休憩)

【休憩中】

(会長)

それでは、再開して質疑に入ります。

なお、委員さんをお願いをいたします。質疑の際は、ご面倒ではございますが、挙手をしていただきまして、議長の確認を得てから、議長は会長が務めるということになっておりますが、私が確認をしてから発言していただくということによろしいでしょうか。ご協力をお願いいたします。

それでは、質疑の方、よろしくお願ひいたします。

(A 委員)

いいですか。さきほど説明しました、人口減少によって有収水量が下がっていくんですけど？

それと資料1で説明した、緊急管路更新事業、これは整合性が合わないと思うんですけど。どういう意味ですか？

(事務局)

資料1ですね。

(A 委員)

そうです。事業費は1億250万円。これはどういう意味ですか。

(事務局)

資料1の3ページに書いてありますが、緊急時において、同一の水道事業体（系列間の連絡管に限る）で水道水を相互に融通できる施設を整備するで、これが今、青方と有川を結ぶのに一番使える補助メニューかなと思っています。

(A 委員)

なんで結ばないといけないのか。

(事務局)

湧水があったときなどですが、最近青方ダムの減りが少し目立っている、湧水に青方ダムがちょっと弱くなっているために、安定的に水を供給したいと考えておりますので、有川からですね。

(A 委員)

ちょっと待った。有川はそんなに水があるの？

(事務局)

ありますけど。

(A 委員)

ないですよ。

(事務局)

いや、全部を賄うわけではありません。

(A 委員)

いえいえ。緊急時に賄えなければ一緒でしょう。

(事務局)

上五島病院だけの・・・。

(A 委員)

その管の維持管理費はどうするんですか？使わないときは。

(事務局)

通常は繋がらないので・・・。

(A 委員)

それで維持管理費はどうするんですか？管路は延長して・・・。

(事務局)

延長してもと言われても・・・。

(A 委員)

言われてもって、あなた方がするんですから。きちっと説明してください。

あのですね、有川は水があるんじゃないんですよ。それは前の課長がおるので分かるでしょう。あのときの渇水期をどれだけ苦労して皆さんがやってきたか、各町村がやってきたか分かりますよ。

どうですか、前の課長？ 有川は水がありますか？

(事務局)

私の印象としては、維持管理の大変さもあるので、有川に余力があるのかなのか？ 水源、水量としての余力と、システム、給水体制としての余力があるのかでもニュアンスが違いますけれども、他よりは、東浦にしても有川から補水ができる体制になっていますので、渇水期を乗り越えるということでは他と比べると余力があると言えると思っております。

(A 委員)

どこの町村も一緒ですが、自分のことを言ってなんですが、有川の場合はあの渇水時には3ヶ月前から手を打っているんですよ。3ヶ月前から。そうして確保しているんですよ。最終的には、太田水源からも持ってきている、そういう状態です。

今、補水施設は全部廃止しているのですか、どこも。

(事務局)

いえ、使っています。

(A 委員)

どこを使っておりますか、有川では？

(事務局)

上有川下流域も使っておりますし・・・。

(事務局)

鍋山橋下の河川からです。

(A 委員)

そこをしないから、今のようになっているんでしょう。高崎関係も使っていますか？

(事務局)

高崎は使っていません。

(A 委員)

使っていないでしょう。

(事務局)

そこまでの渇水が来ていないということです。

(A 委員)

そういう状態のときに、安定した供給ができると思えますか？

(事務局)

もともとですね、有川地区簡易水道事業というのは、給水人口5,000人規模での水処理、水が安定的に作れるということで認可をとって事業を行っているんです。実際が今はもう、五斗ヶ浦まで入れた統合整備事業ということで、24年度に認可を取って、これだけの人口を入れてもまだ当初の有川地区の人口より減っています。

(A 委員)

ちょっと待ってください。それは分かります。いものですから・・・。

(事務局)

水量的には余裕があると考えた上での、管を繋げようという考えなんです。それは青方も一緒なんですけど、全体的な見直しで水需要的には余裕が出てきているという判断の中で、この計画を立ち上げています。

(A 委員)

それは分かりますけど、水源の関係は前と違ってきていると思います。

安易になんのかんのかとしておたつて、将来どうなるのか分かりませんが、人口が減っているんだから、いたらない施設は作らないようにするのがいいと思います。安易に。

それから、計画のところでもう一つですが、若松の三年ヶ浦浄水場ですね。あなた方は、あそこはダムだから急速ろ過機が必要ではないかと私が再三言ったんですよ。だけど緩速ろ過で十分ですよと説明がありました。

あそこは若松の基幹施設でしょう。今あそこの稼働率はどうなっていますか。緩速ろ過で。平均40日間持っていますか？ 担当者に聞いてください。

(事務局)

話を進めておいてください。担当者を連れてきますが、その件だけでよろしいですか？

(A 委員)

ええ。

(事務局)

細部の状況までとなりますと、各地区の担当者にしても、施設は維持管理業務委託として業者にまかしている状況ですので、微に入り細に入りしますと、ご質問に答えられないかも知れな

(A 委員)

町の方も把握しているんじゃないですか、どういうふうになっているのか。1池のろ過日数がどれぐらいなのか？

(事務局)

すみません。担当者を呼んできます。お時間をください。

(A 委員)

そしてもう一つ、奈良尾簡易水道の新浄水場ですね。あなた方はこの浄水場一本でいいということで作りましたよね。まだまだ統一されていないようですが、そこはどうなっているのかな。

(事務局)

奈良尾簡易水道に関しては、来年度で一応事業が完了する予定です。

そのため奈良尾浄水場と萱場浄水場の2系統になる予定です。

(A 委員)

1系統にならないんですか？

(事務局)

もともと2系統の計画です。前々からA委員からご質問があっている1系統にできないのかという件なんですけど、1系統にするためにはもう一つ整備費用が発生するので、今すぐにはというのはできません。

(A 委員)

簡素化、簡素化と言いながら、少しも簡素化になっていないじゃないですか。

(事務局)

今回の奈良尾簡易水道事業では、浜串、岩瀬浦、中山、雑子場の4つの浄水場を廃止します。今年度、高井旅も廃止しますので、事業効果は随分出てきていると思います。

(A 委員)

事業効果は出てきていますが、奈良尾浄水場の1日あたりの処理能力はいくらですか。

給水人口と処理能力、処理能力を併せて教えてください。

(事務局)

確かに給水人口の減り方が一番早い、大きいですが。

(A 委員)

あなた方は浜串の船舶給水を入れているでしょう。

(事務局)

はい。

(A 委員)

何で入れているの、船舶給水を？

船舶給水を町民の負担にさせるのが変なんですよ。1㎡当たり1,000円でも2,000円でも取っていいんじゃないですか？水道料金改定のときに。

(事務局)

若松地区担当者です。

(水道課給水班若松地区担当者 入室)

(事務局)

今来ましたので、いきなりと言われてもすぐに答えきれないということもありますので、経

緯が分かるような感じでおっしゃっていただければ助かります。

(A 委員)

経過を話しますので率直にお答え願います。今ですね、若松で一番大事な水源だと思います三年ヶ浦浄水場の問題ですが、ろ過池1池当たりの稼働日数はどれぐらいですか？

(事務局)

緩速ろ過池が6池ありまして・・・。

(A 委員)

いえ、1池の問題です。1つの緩速ろ過池はどれぐらい動いていますか。

(事務局)

ろ過砂入れ替えまでで、45日程度です。

(A 委員)

そんなに持てるんですね。間違いはないですね。

(事務局)

45日ぐらいで、かき取りとか砂上げまで行っています。

(A 委員)

それはもう本当ですか？

(事務局)

はい。

(A 委員)

これは将来にわたることですから、きちんとしてください。

大体ダムですから濁りますね。その時も45日間持てるんですね。

(事務局)

水質が悪いときは30日とかですけど、普段は砂洗いまで含めて45日ぐらいですんでいる状態です。

(A 委員)

これから先も何十年とそれでいけると思えますか？

(事務局)

いや、もうそろそろ、昨年から今年にかけて雨が降る量が少なくなってきて、ダム水の水質が悪いので、ちょっと懸念しております。

(A 委員)

はい、分かりました。いいですよ。

(水道課給水班若松地区担当者 退出)

(A 委員)

今、大体分かりました。砂かき揚げの賃金を見れば分かるんでしょうけど。

将来にわたって無理じゃないですか。やっぱり、いい水を飲ませるためには、急速ろ過機がいいんじゃないですか。安定供給をするためには。維持管理もかからないでしょうに。

それに、緩速ろ過池の前に前処理機があるのも変ですもんね。

(事務局)

前任者というか、旧町時代に行ったことなので、どうしてそれを付けたのかはつきりとはこちらは分かりません。意図することは分かりませんが。

A 委員が言われる急速ろ過池を設置することは、今後とも考えておりません。基本的に、ダムの水質改善装置が必要だとは考えておりますが、現在、維持管理業務等で、今若松

では梶ノ木浄水場にありますが、設備の管理等がうまくいけばいいんでしょうけど、その変いりろ問題もありますので、今後すぐに急速ろ過機ということは、今の水道課では考えておりません。

(A 委員)

もう、今のままで行くと。

(事務局)

はい。今までどおり緩速ろ過池で行う方がよいとは考えております。

(A 委員)

了解。それでは責任を持って、これから先やってもらわないといけませんね。

さっきの奈良尾の件ですが。

(事務局)

船舶給水の料金を上げたらということですか？

(A 委員)

いいえ、それはまた別のことです。

船舶給水も入っているでしょ、あなた方の1日当たりの給水量の中に、400トンもいくらも。積むかどうか分からないのに、毎日ではないのに、なんで毎日の処理能力の中に入れるのか、そこを私は聞きたい。皆さんの前で。

それがないと、今度作った急速ろ過機で済むんじゃないですか、全体が。

(事務局)

奈良尾の人口自体が急激に減っているお陰で、確かに言われるように、一つの浄水場施設で全て賄うことは現在可能です。

(A 委員)

可能と思いますよ。あそこには急速ろ過機があるでしょ。2台も。緊急時に2台起こしたら1日当たり2,000トンになるんですよ。それぐらいの設備にはしてると思いますよ。

それを何でそういうふうにしてるんですか。高崎でもそう、緊急時には2台運転できるようになっているんですよ。

そういうふうになっているのに、1ヶ月に1回積むかどうか分からないのに、何であなた方は給水量の中に入れるんですか。

(事務局)

ただもうすでに、そういうことで浄水場施設を作っておりますので、ただ今後、これはまったく私自身の計画ですけれども、例えば、桐地区までつなげば、樺ノ木方面ですね、白魚地区まで全部が奈良尾浄水場の水でカバーするというのは、人口的にも浄水場規模からも可能になるんですよ。

となれば、船舶給水で言われている300トンというのが、最終的に大きくなっていくのかと思います。

21年度の認可時には、船団の方も今より多くありましたので、それだけの水が必要でしたが、確かにその後の事業で船団が一船団となっておりますので、そこまでは私どもも21年度時点では把握できませんでしたので、その当時は300トンの給水が必要と。確かに月に2回しかいりませんが、奈良尾というか新上五島町の基幹産業である遠洋漁業、巻き網船団に水を供給するというのは、一番のいいお客様でもありますので、それがあったからだめだよ、月に1回しか入れないからだめだよというふうにはならない。そんな考えではやっておりませんので。

(A 委員)

いいえ、私はそれをだめだとは言っていない

んですよ。急速ろ過機ができたんでしょうが。それで緊急時でも賄えるんじゃないかと言っているんですよ、私は。それでは、何のためにするんですか、そういうことは。そういう厳しさが足りないんですよ。

私は改良工事関係の委員長をしてきたから、もう総仕上げでしょうけん。だから、しょうがないものを作らなくていいんですよ。これから人口が減っていくんですから。いたらないものを維持管理する必要もないし、町民に安定して供給を図るかが問題でしょう。いたらない施設を作ってしまうというんじゃないんですよ。

青方も人口が減っていけば、使用水量は少なくなっていくんですから。

いたらない施設を繋ぎまくって、維持管理する必要はないじゃないですか。

前も言っていましたけど、この青方の水圧の高さ、有川の有収率はいくらですか、今。

(事務局)

有川地区は80%を超えております。

(A 委員)

それから、上有川は夜中にいくら出ておりますか？

(事務局)

夜中にいくら出ているのか。夜間の最小流量のことだと思いますが、時間あたり6トンぐらいです。

(A 委員)

それは漏水ですね。

(事務局)

いや、A委員が知っている上有川と高崎からの配水を仕切らないで、フリーにして送っているときは0トンになったんですが、現在は給水

範囲を分けているんです。

上有川水系と高崎水系を仕切弁で閉めて、分けております。

この前100トンぐらいの漏水を見つけて修理したんですが、そこで上有川6トン、高崎6トンぐらいとなっております。

(A 委員)

それはどこを修理したんですか？

(事務局)

上有川の鍋山橋という所からナンバエ橋までの区間、まだ改良をしていないところです。

(A 委員)

分かります。それなら分かります。

今、青方はいくらですか？

(事務局)

ちょっと時間をいただければ資料を取ってきます。60%台かなとは思いますが・・・。

(A 委員)

その60%台かなというときに、有川から水を送る、どうしようよという話自体が私は理解できない。

(事務局)

漏水量は4トン、5トンぐらいしかないので、なかなか有収率的には上がらない状況です。

(A 委員)

いやいや、漏水量が4トン5トンぐらいだから有収率が上がらないというのは、それが変です。金にならないのがあるのでしょうか。言い方がちょっと変なかもん。

あのですね、水圧が低い有川地区でも、最高

で4気圧ぐらいしかないと思いますよ。皆さん方は水圧が高いから、いくらやっても一緒ですよ。あなたが言った昭和30何年度の給水管はどこも生きていますよね。ビニールパイプ、給水管の。本管だけはあなた方がたがた言っているだけであって、実際は生きていますよね。

(事務局)

そうですね。

(A 委員)

実際は、その整合性も合わないんですよ。

(事務局)

基本的に、給水管は個人さんの持ち物なので、水道事業の中で変えるというのはできない。本管をやり変えるときに、公道上で接続する。それ以外は個人さんの品物なので扱わない、ということをやっています。

(A 委員)

それは分かります。だから同じ耐用年数ですよ、ビニールパイプだから。

(事務局)

確かに、40年経っても個人さん宅の家の中は個人さんの品物なので、水道が手を出すことはできませんので、対応はしていません。

(A 委員)

それでも生きていますよ。

(事務局)

しかし、個人さん宅もやはり漏水も増えているのは、随時、修繕をお願いしているところは増えていますね。

(A 委員)

だから、有収率を上げるためにどうしたらいいかという施策を出して下さいよ。

今から人口がどんどん減っていくのに、水道料金だけが高くなられては皆さん方迷惑でしょう。

(B 委員)

有収率が上がらないというのは、漏水以外にどんな要因があるんですか、一般的に考えて。

(事務局)

一般的には、老朽化による本管からの漏水と、あと、家庭の給水、家の中での漏水ですね。

(B 委員)

しかし、それはメーターには出ないでしょう。

(事務局)

水道メーターのコマが回るので、例えば B 委員さん宅のメーターバルブを開けて、全部の水栓を閉めた場合、メーターのところの小さなコマがあるんですけど、それが動けば家の中で漏水している、動かなければ漏水していないということで、個人さんでも判断ができます。

普段の水道料金が、ポンと上がって、これはおかしいなというのは、検針人さんからちょっと増えた、なんかあったんですかと言われるときに多分あっているかと思います。

個人さん宅は、それで確認ができるんですが、あとは公園とかで水を出しっぱなしにされているとか、そういうこともたまにありますね。

また、消火栓の訓練時にきちんと閉める操作がされていなくて水が漏れていたというのは、実際にあっているんで、これは消防等に言って、訓練が終わったらきちんと確認するようにと指導はしております。そういうことでの漏水とかがたまに見受けられます。

やはり一番大きいのは、水道本管からの漏水です。

(B 委員)

本管からメーターまでの漏水も当然あるんでしょう。

(事務局)

それもあります。例えば、個人さん宅の敷地内で漏水があっても、給水装置は個人の持ち物なので、町が負担して修理するわけにはいかないので、修理をお願いしますと言うのですが、どうしても自分たちのメーターに関係ない所だとなかなかですね、そこは相談の上で行うようにはやっております。

塀より車道側の公道内であれば、給水管であっても、漏水量の増や他の住民さんの迷惑にもなりかねないので町が負担して修理していません。基本的には、塀から個人さん宅の敷地内に関しては、水道料金には関係ないんですが、してもらおうという形にしています。

(B 委員)

「してもらおう」というのは？

(事務局)

工事費を個人さんに負担してもらおうというふうに対応しています。

(B 委員)

それは分かります。そこで何トン漏ったかという数量は出ないんでしょうね。

(事務局)

そこだけでというのは難しいですね。よっぽど、庭に水溜りがドンと出てきたよとなれば、極端に増えるので、夜間の配水流量で分かるかも知れないんですが。

(A 委員)

どうですか、青方地区は？

(事務局)

浅子水系について申し上げますと、10月、11月の有収率で68%です。

(A 委員)

この60%台というのは、何十年も一緒ですよ。全然改良のかの字もないんですよ。私が委員をしてきてずっと見てきてますけど、そのときからですよ。

なにを努力しているのか、私は分かりません。だから、抜本的に漏水を止めるためにどうした方がいいのか、考えてした方がいいんじゃないですか？

(事務局)

よろしいでしょうか？平成25年度から水道課長ということで、今言われた漏水対策、有収率向上ということは大きな改善目標の一つとして取り組んできました。

全体的に有収率が低いということで、その段階では給水人口が多い、有川は有収率が低かったし、青方地区はその段階ではまあまあ良かったんだけど、今逆転しております。

給水人口が多い所の有収率が高いと給水人口の低い所も引っ張ってくるので、有川、青方、それから若松地区の有収率を上げるということで、取り組んできました。

現在、有川地区は80数%で、管の改良というのは1億7,000万円ほど町長の肝いりで予算が付きましたので、一部を除きほとんどの管の改良が済んでおります。

この前、本管が破れたというのは、まだ改良していない所、結局、一番弱いところが破れているというわけです。

水道管布設につきまして、昭和30年、40年代の設計というのは、道路を掘削して埋設しますが、今は床均ししてから砂を10cm入れ、その上にパイプを乗せる、更にその上に砂を10cm入れています。管の上下に10cmの砂があることで、少々の揺れがあっても土圧があっても割れないということでもあります。

だから、国・県道などは、昔は深さ1m20cmで埋設していましたが、今は管上60cmでよいというわけで、それだけ設計指針が変わっております。

今破れているのが、水圧の問題だとA委員が言われましたけど、ほとんどが管の下に砂を置かなかった関係で、石に当たるわけですね。土圧で、石を支点に天秤作用でほとんどが管が破れる、漏水の原因となっております。

青方地区については、給水人口が多いので有収率を上げようということで、今どういう対策を取っているのか、対策が甘いというお話ですが、職員のみでやっておった漏水調査、それに加えて、管路延長3kmから4kmほどになると漏水調査委託費が150万から200万円近くするんですが、外部の漏水調査専門業者も入れております。全部の管路を管路探査、それから仕切弁、給水バルブを音聴棒で聴く、そういった調査内容で、毎年1回はやってきました。ただその成果が、残念ながら青方地区については成果が上がっていないということで、水道に詳しい方だったり、議会あたりで、有収率向上の成果が上がっていないということでお叱りを受けているところであります。

その対応としてどうすればいいのか。もう一つは、鹿児島県の漏水調査会社が提案としてやってきたのが、成果主義です。従来の調査は管路上や仕切弁、バルブを音聴調査し、漏水箇所を見つけてもそうでなくても委託費を支払うという契約でしたが、成果主義は70%の有収率を75%に持っていくという契約で、その成

果が上がるまでは、何回でも調査に入って目標を達するという調査内容であります。そのような業務委託の方法もありますので、それを取り入れる時期に来たのかなと思っています。それをやっていない理由は、上五島青方地区の配水池から出る水の量を測る電磁流量計が古くて、感度が良くないのではないかと、そのことが有収率にも影響してるのではないかと懸念も一つありましたが、今年度新しいものに交換しております。替えた結果が、有収率に変化はないということで、やはり漏水がある、探さきれていないということで、今度は成果主義の契約内容でそういった業者を活用するのも方法かなとは思っております。

有収率が低いことはお叱りを受けて当然のこととは思います。

有収率に関しましては、現実値85%、上水道事業者の全国平均90%でありますけども、同規模団体の平均が大体82、3%ですので、そこまでは持っていきたい、そういうことで努力を続けたいということでもあります。

(A 委員)

よろしいですか。この計画書はいいんですよ。やっぱり、当たり前維持管理をして、それから計画書を作らないと。

前の課長が言ったとおり、今の問題は県担当者とも喧嘩したんですよ。補助金のときに。何で管の下に砂を入れさせないのかと。大分やりましたよ、私も。だけど、だめですよということでした。そのツケが今回ってきてるんですよ。

有川の場合は、パイプが大きいもんだから自分で割れるんですよ。下に石があれば。だから、そういうところですから、鍋山橋から浄水場まで早くやり変えて安定した供給をしないといかんし、そういうところは急がないと。何を急ぐのか、計画で。

(事務局)

そこは新年度、31年度で全部やり変える計画であります。

(A 委員)

だから、そういうところを一つ一つやっていて、いたらないものをしないようにしないと、人口は減少ですから。ダムの水が急に下がりましたよ、何が下がりましたというのは、降水量の問題ですよ。だからダムが漏ってるんですかということですか、青方のダムは。そういうことではないでしょう。今まで溜まっていたんだから。そこを踏まえて、やっぱり、改修するものは改修する、統合するものは統合する。はっきりして、そこの先をしないと、いたらないものはしない。それが基本でしょう。

町民から水道料金を貰うんですから。あまりにも計画がずさんですよ。

(会長)

その他、ご質問等ございませんでしょうか？

(C 委員)

いいでしょうか。私はA委員みたいに水道に詳しくないんですが、資料3の7ページ、今後の更新計画の方針というところで、②番の更新基準を法定耐用年数の1.7倍とした場合として表が載っておりますよね。

その1.7倍というのはどのような根拠なんですか？ 私ちょっと素人で、なんか水道のあれで、決まっている数字ですかね。

(事務局)

お答えします。まず説明の方でアセットマネジメントの説明を担当者の方から先ほどさせていただいたんですが、アセットマネジメントというのが、現行の資産を全部洗い直しまして、資産ごとにどれぐらい経過しているか、それぞ

れを全て洗い出しまして、それを元に5年後、10年後、100年後までですね、した場合にどれぐらい資産の老朽化が進むのかを示したのが、ざっくりと言えば、それがアセットマネジメントということになります。

そこを踏まえまして、本来でいきますと、耐用年数以内に更新するのがベストではあるんですが、ただそうしますと事業費が膨らむということになりまして、移行前の時点で、どれぐらいの事業ができるかということを内部で検討したところ、過去10年間の事業費の中で一番少ない事業費というのが2億5,000万円、それを一つの基準として一度アセットマネジメントを見直そうということで算定しましたところ、毎年2億5,000万円ずつ事業をしていった場合にできる事業の範囲が1.7倍ですね、耐用年数が1.7倍を超えたものから順次更新するのであれば、2億5,000万円で済むということになっておりますので、この書き方からすると、先に1.7倍があつて、そこから2億5,000万円と見えてしまうんですが、実際は事業費がどれぐらい、2億5,000万円ぐらいできるとみなした場合に、逆算して計算してみた場合可能と。当然これが2億5,000万円でなく、3億、4億となった場合はこの1.7倍というのがどんどん小さくなっていくという形ですね。

ということになりますので、事業費を基準に算定した結果ということになります。

(C 委員)

はい、分かりました。

(B 委員)

よかですか。C委員が言うとおおり、1.7倍というのは、逆算して1.7ではなく、1.7だけにしかかたつたと思つていますが、ここで今、アセットマネジメントを読んだときに、

この1週間ぐらいだと事務局から話がありましたが、民営化と繋がつた話だなと思つてるわけですよ。実際、昨日、一昨日の朝日新聞でも、改正案は、国の経営悪化が懸念される水道事業の基盤強化が主な目的だから、水道を運営する自治体に資産管理の適切な管理を求め、事業を効率化させるために広域連携を進める、これが完全に繋がっているわけですよ。

それですよ、資料3の3ページですけど、上から10行目ぐらいからですね、段落がついて、平成29年4月からは、国の意向に沿って簡易水道の統合促進を図り、上水道事業への移行を行いました。次ですよ、国が提唱する民間委託の推進や広域化の推進により経営の効率化を図り、将来にわたって安全安心な水の供給を独立採算の経営によって運営しなければなりませんと書いてありますが、これは他所にも出すんですよ、国が提唱する民間委託の推進や広域化の推進をしながら安全安心な水を供給しますということを新上五島町も書くとするならばですよ、民間委託もする、視野に入れるのかなというのが一つと、大体、広域化というのは、ここは全然該当せんでね、いわゆる長崎市と時津町や長与町で広域とか考へてるわけで、これはただ他所から持ってきたことを書いているだけね、広域化はどことするかという話になって、あまりカッコ良か話ではないと思つますよ。考へた方が良く思ふな、この文言はね。

(事務局)

県と市町での広域化連合の話は行つております。ただし、県の説明によると、まず県として市町村と広域連携の話をしていないことには、国庫補助事業がもらえないと。事業を行うにはまず広域化の話をして下さい、というのが国から降りてきているみたいなんですよ。

新上五島町、小値賀町、五島市でブロックを

作りなさいと説明がありましたけど、その時はこういうのをしても何の意味もないでしょう、との意見は言っています。ただし、県としては隣の市や町がどういう問題があるとかを水道課同士の横の繋がりを持って、まずそういうことから話をしてくださいということで、広域化と言う話には新上五島町も中に入っています。

実際のところ、広域化を全体で考えているということではありません。

(B 委員)

県は国の顔を立てるために、そういうことを言うわけであって、これは審議会として、これはあんたたちがきちんと読めよ、というのはみっともない話で、私に言わせれば……。

あのね、民間委託ができるかできないかは別として、これは入れてもいいかも知れないけど、広域化は全然関係なかるうと、どう考えてもそうでしょう。

(A 委員)

新上五島町は関係ないでしょう。

(B 委員)

どこと広域化するという話になる、小値賀町としますか？

(事務局)

お見込みのとおりです。

(B 委員)

これは雛形かなんかをくっつけたかなどしか見えないでしょう。

(A 委員)

宇久は分からないでしょう。宇久町の水道は佐世保市だから。佐世保市の料金にもっていく

かも知れないし……。

(B 委員)

このへんはちょっと考えた方がいいな。

(A 委員)

町村が経営が無理だから、民間にやって水道料金を上げて、健全化しなさいということでしょう。

(事務局)

今のご意見のところでもよろしいでしょうか。この文章の書きぶりは見直した方がいいよ、という話なんですけど、ここの書きぶりにつきましては、今までの市町村の小さな水道というのは補助金頼みで事業をやってきたわけで、そういった時に国も金がないもんだから、簡易水道をやめて上水道事業にしたなら、補助金を減らせる。大体、簡易水道とは立ち立できない事業として手厚い財政支援をしてきていたんですが、国の財政が厳しくなってきたので、結果的に小さい簡易水道は統合して、上水道という枠の中で立ち立していきなさいよというのが国の考え方があります。

立ち立するためには、国としては民間委託の推進と広域連携の推進、この2つの方法がある、そういうふうには言っているんですが、文章としては「島の多くの小規模水源に原水を求め、多くの小規模水道施設を抱え、点在する小集落へ給水しているという構図に変わりはなく、経営環境が厳しい福祉的な水道施設であることは否めない」と続き、うちの町のような水道は立ち立できる状況ではない、今までと変わらない構図だ、ということを確認する表記とさせていただきます。

(B 委員)

さきほどの件は、広域化を抜いて書いた方が

良いと思いますよ。

民間委託というのは、もうしょうがないんじゃないかな。昨日も専門家が言っていたんですが、給水人口5万人以下はどこも赤字だそうです。

(D 委員)

テレビでは確かにそんなことを言っていましたね。

(A 委員)

料金を上げれば来るでしょう。1㎡当たり500円ぐらいにすれば来るかも知れない。

(B 委員)

暴動が起きるよ。確かに厳しいのは厳しいですよね、水道事業は。

(A 委員)

いいですか。いつも私が言うんですが、みんな水圧が高いですね、どこも。安定して5気圧ぐらいでやっていくような体制をとっていかないと。イタチごっこでしょう。今、あなた方が配水管を布設替えしたらいいですよと言っているが、その先にはまた耐用年数が来るんですよね。その繰り返しでしょう。40年のところを60年、70年残さないとうもならないでしょう。安定して送るためにはどうしたらいいのか、考えないと。

この前も魚目の浦桑で管口径50ミリのパイプが破れたんじゃないですか。自然圧でしょう、何にもないんだったら。浦桑も水圧が高いですからね。やっぱり、そういうふうな改善策を持ってやっていかないと、今のうちでしょう、補助金が付いているときに。

基本を考え直さないで。どうですか、担当者として。

(事務局)

今、A委員が言われたように、基本的には管路更新以上に、配水地の位置を下げるなり、減圧井とって、途中の水圧を下げるところにタンクを置いて水を配るというやり方を考えております。

機械的に弁で、強制的に水圧を下げるやり方もありますが、それではどうしても機械が壊れたら、また取り替えになり極端なお金がかかりますので、なるべくタンクを置いてそこで圧を下げて水を送るやり方を、今後は、管路の更新を踏まえた上で、タンクの設置を考えていくと。用地などいろいろ発生しますので、どこにというのは今後計画を密にして詳細設計の中でやっていきたいと考えております。

(A 委員)

それからあと一つお願いしたいのは、消火栓の問題ですよ。昔は消火栓があったんですが、そこには5、6軒しかないといったときに、わざわざ口径75ミリの管を引いて、消火栓を確保する意味があるのかと。

もう、給水管で済むようなところがあると思うんですよ。そういうことも考え直した方がいいんじゃないですか。

(事務局)

それも一応考えはしていますけど、それは住民の皆様や消防署など、水道課だけの判断ではできませんので、町全体での話になります。水道課としては、先ほどA委員が言われたように、口径30ミリとか50ミリとか小さい管で給水した方が、夏場の塩素管理など、安定的に水質を確保するのにも、それが十分いいんですが、どうしても今まであったものを外すというのは住民さんたちの意見を集約してもらってはじめてとなると思いますので、提案としてはその都度していきたいと思っております。

(A 委員)

一番は頭島地区などですね。昔は人口おったけれども、今は人がおらないんですよ。ああいうところでわざわざ消火栓を付けて、もう今度改修するときには、給水管でいいんじゃないかと思うんです。そういうところは地域の人と話をしながらやっていかないといけない。

そして消火栓を設置するときには、一般の我々から料金として貰うんじゃなくて、町から補助してもらわないと。それが当たり前でしょ。

(事務局)

町から負担金としてもらっています。

(A 委員)

いくらぐらいもらっているのか知らないけど。

(事務局)

工事に関しては100%です。

(A 委員)

工事は100%、それは消火栓だけでしょ、配管もですか？

(事務局)

配管はまた別です。消火栓単体だけです。

(A 委員)

それは昔からでしょう。だけど、そのことも考えてしないと、2人とか3人、4、5人しかいない時に、わざわざ消火栓を付ける必要があるかということです。

そういうふうにして経費節減を考えながらやっていかないと。大きな地区はそれで済むかもしれないけど、1軒とか2軒しかないのに消火栓をわざわざ付けるのはどうかな、と私は思

います。

将来の維持管理のために。そのところは配慮しながらやってもらわないと。

(会長)

その他、質問等ございますでしょうか？

(A 委員)

今のうちに言っておいた方がいいですよ。

(C 委員)

一ついいですか。資料2のところをいいですか。3ページの資金収支の推移というところがありまして、そこの中の緑のグラフがありまして、平成32年、10%水道料金を改定した場合としてグラフがありますよね。これを見ますと48年、49年頃がピークで、また下がってきますよね。

ということは、またこの頃には料金改定の話が出てくるということになるんですかね。

(事務局)

そうですね。料金改定につきましては、5年スパンで今までの決算、将来の見込み、将来の更新需要を踏まえまして、現状の水道料金が適正かどうか、その都度検討する必要があるかなと思います。当然、この先10年先、20年先も資金ですとか経営の状況とかを踏まえまして、厳しいようであれば、また改定することになると思います。

(E 委員)

一つ質問いいですか。話がずれるんですけど、前回の時に未収金というか、未納金のことで2,300万円と言われましたけど、あれから2ヶ月ぐらい経つんですが、いくらか回収とかはできているんでしょうか？

(事務局)

ええと、毎日、水道料金の収納はあっていまして、平成30年度今年に発生した水道料金以外についてもちょこちょこ入ってきてはいるんですが、細かい数字が手元に資料がないんですが、全く入っていないというわけではないです。

(E 委員)

それは、自発的に入っているということでしょうか？ それとも、こちらの方から集金とか出かけて。

(事務局)

まず、滞納してますよという督促状を発送しまして、それが届いて単純に忘れていた方もいらっしゃると思いますので、それをもとに収納されるというケースもありますし、後は、職員が徴収に直接行ってお話していただくケースですか、あとは、ずっと滞納が続いていますので、いくらずつ納めていただくというお約束を取り付けて収納していただくと、ま、いろんな手段といたしますか、ありますので、その都度職員が対応するようにしております。

(E 委員)

定期的にはそういうのはされないんですね？

(事務局)

今年度は2回しています。督促状の発送ですね。

(E 委員)

発送だけですか？

(B 委員)

水道料金は、人命、生活に直接一番関与する

ものなので、水道料金を滞納しておたって、すぐには切られんとき。裁判したら、負けるかも知れない。電気は切っても、水道は切られんとき。切らえんとき、反対に。そういう話は聞いたよ。

(A 委員)

そういう弱いところを突っ込まれて、今のよう滞納する。

(B 委員)

人権問題になるね。

(事務局)

確かに、電気とか電話とか、すぐ止まりますけど……。よっぽど悪質なケースの場合、明らかにお金はあるけど納めないケースなどは水道を止めることもあります。

個別の事情を考慮して、水道を止めるのが難しいというケースもございます。そこはお願いして納めていただくしかないですね。

(E 委員)

それは分かりますけど、そういうところから少しずつでもですね、回収してもらって、もう、払わなくていいと思ったら困りますからね、そういう人たちはなんか……。

(A 委員)

もう、払わなくていいと思っている。

(E 委員)

それは困りますね。払っている身からしますと。

(事務局)

自治体によっては、すぐに止めるところもあります。

(事務局)

例えば、平戸市などですね。割と給水停止をするみたいです。その分、それなりの成果を上げていると聞いております。

(A 委員)

それ相当な準備をしているでしょう。準備がないとできません。

(B 委員)

裁判する覚悟で取り組んでいるでしょう。

【水道料金見直しの必要性の有無】

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、先ほどの建設事業計画、財政収支計画の事務局説明がありまして、また、質疑応答、ご意見なども踏まえまして、ここで本日の次第にもありますとおり、水道料金見直しの必要性の有無につきまして皆さんにお諮りしたいと思います。

その前に、各委員皆様のお考えを一人ずつお聞かせ願えないでしょうか。また、その理由についても是非お伺いできればと思います。

それでは、こちらから。

(A 委員)

それでは、私から。私は今までずっと見てきて、あんまり賛成ではないんです。もう少し、しっかりしてもらわないと、賛成できません。

だけど、今の状態でいくと、必要ということでしょうけど。自分が言ったとおり、これから先努力してもらって、益々もって節約できるものは節約してもらって、やっぱりこの先、経営としてやっていけないことには、私は駄目だと思います。

そして、計画ももう少し詰めて、将来に遺恨

を残さないようなことをやってもらいたいと思います。

(B 委員)

私は、値上げすべきだと思います。それは、整備計画をもっと練った上でですけども、それじゃどうにもならんだろうという感じがします。ですから、どうにもならん前に、それなりの値上げはしておく必要はあると思います。

(F 委員)

いろいろお話を聞かせていただいたんですけども、アセットマネジメントとかの話もありましたが、必要なものがどうしても必要ということであれば、それは仕方がないことなんでしょうけども、前段階として、やるべきことをきっちりやった上で、計画を立ててらっしゃるという、その前提条件であれば、値上げもやむなしということだと思います。

やっぱり繰り返しとなりますけど、やるべきこと、先ほどからお話がいろいろあっていますけど、きちっとやった上での対応ということじゃないかなと思います。

(G 委員)

年々、累積赤字が増えていく不安はありますけれども、やっぱり、もう一度値上げ以外に手立てはないんでしょうかということで、小さい細かいことからでもやっていけないと思います。

水道使用者としては、値上げは避けてほしいと思います。

(E 委員)

私も、基本的には値上げは反対ですけど、いろいろとお話を聞いていくと、やっぱり値上げをしないわけにはいかないみたいですけど、やっぱりそれなりに努力をしていただいて、目に

見える努力をしていただかないと、住民の方もやはり納得しないんじゃないかなと思います。これだけじゃないですけど、こういう努力をして、やっぱり無理ですという感じでしてもらったら、やっぱりそうだよねと納得されると思うんですが、それが何にも見えないのに値上げ、赤字が出たから値上げというのは、多分納得が皆さんされないんじゃないかと思います。

努力をお願いします。

(D 委員)

私も、皆さんの言う意見に賛成です。ただ、値上げをする際においては、回覧等で周知するのではなく、皆さん各地域に赴いて、詳しく説明してくれればいいんじゃないかなと思います。

(C 委員)

私もこの財政収支計画を見る中では、やむなしかなと思っておりますが、各委員さんが言われたとおり、努力するべきところは努力してというようなことを付け加えたいと思います。

(B 委員)

会長、一言言い忘れたのでよろしいですか。マスコミの話ですけど、全国の自治体の水道事業が99%、100%近くが赤字だそうです。ここだけがずぼらしてやってるということではないと思うんですよ。私が考えるのは、水道事業を独立採算制で国がやれと言うこと自体が間違ってると思うわけで、当然そこには手出しの税金の投入があるだろうと、それが分かってこういう制度設計をしているわけです。大体これがおかしいことで、赤字でということも、受益者負担ということで水道代にばかりもってくるから何かおかしいわけで、本来は税金の投入はあってしかるべきものだというように思うんです。基本的にはですよ。

(会長)

はい、ありがとうございます。

新上五島町水道事業経営審議会第5条第3項の規定によりまして、「審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」としております。

これから、多数決を採りますけれども、まず私会長はこの多数決には加わらないで、委員皆さんの多数決の決をとりまして、賛成、反対のどちらかに決まったということであれば、それが審議会の決定ということになります。

もし、同数であるという場合には、私の方の判断ということで、もちろん私の意見を付け加えた上での会長判断とさせていただければと思います。

それでは、水道料金を見直す必要があるかどうか、ということですが、委員の皆様にお諮りします。見直す必要があるとのご意見の委員は、挙手をお願いいたします。

(必要性がある＝4名の委員が挙手)

(会長)

次に、水道料金の見直しの必要はない、との意見の委員の方は挙手をお願いします。

(A 委員)

一応、挙げますけれども。やはり、目に見えた成果が上がらない限り、見直しは・・・ということ。

(E 委員)

同意見です。

(必要性はない＝3名の委員が挙手)

(会長)

はい。この場合ですが、本日出席委員の方で、会長以外では7名が出席ということで、出席委員7名のうち、4名が水道料金見直しの必要性があるということで挙手をいただいておりますので、これにつきましては過半数で、ほぼ半分に割れているということですが、過半数の賛成があったということで、水道料金の見直しについてはその必要性があるということに決しました。

この結果を持ちまして、次回からの水道料金改定案についての審議に進んでまいります。真剣なご討議、ありがとうございます。

【意見交換】

(会長)

それでは、意見交換に移ります。今回の事務局説明もしくは全体的なことでも結構です。新たに説明を求めたいことでも結構ですので、何かご意見等はございませんでしょうか？

(会長)

特にないですかね。私の方から一点よろしいでしょうか。

会長からこのようなことを申し上げるのも何なんですけど・・・、水道料金を見直す必要があるという上でも、その後、どのような内容で、先ほど委員の方からほとんど同じように意見が出たと思うんですが、まず先にやるべきことを明らかにすべきだろうとの意見が多数であったと思うんですが、そういったところの検討というのは今後なされるというのは、それはなされるというふうに見てよろしいでしょうか？

そういうことはもうしないというわけではないですよ。その点だけ確認させてください。

(B 委員)

委員に対してですか？

(会長)

いえ、事務局に。もちろん、この審議会全体でもそうなんですけど、そういったことが議論になるのか、ならないのかという話でございます。

(事務局)

会長、よろしいですか。やるべきものとして、まず有収率向上をどう行う、次に未収金の収納率向上に対してと、あと3つ目として、事業計画の全体的な見直し、これをやっていくということで、よろしいんですか？ 考え方としては、

(A 委員)

そうですね、当たり前ですよ。

(事務局)

当たりの取り組みが足りないという、それが目に見えていないという、お叱りの気持ちを含めてのご意見ですので、それらについては十分に組み込んで行くというスタンスであることは間違いありません。

(A 委員)

だから、さっき言った漏水問題でも、青方地区はこういうふうな計画とか、こういうような対策を持っていますとか、どこの地区はどうしますとか、水圧の高いところはこういうふうにやっていきますとか、そういうようなことをやってもらわんことにはですね。

将来にわたって安定して供給するためにはどうすればいいのか、ということでしょう。

(事務局)

具体的にどういう取り組みをどうするのかということですね。

(A 委員)

それによって、水道料金の改定というのが出てくるんでしょうから。それを野放しにして、あなた方が言ったことに、ハイハイとはいかないですよ、委員としては。

(事務局)

十分な資料をそろえていない、住民への説明が不足しているという、そういうふうに使われているんですが、そういった取り組みが全くなされていないということではなくて、やってはいるんだけどその成果が出ていないと、広報を通じての周知が足りないし、こういった審議会で十分な説明の配慮が足りていないということについては、確かにそういう事については肝に銘じて取り組んでいくというスタンスについては、基本的に変わりませんので、そのことはご理解をいただきたいと思います。

(会長)

他に、委員の皆様、ご意見等ございませんでしょうか？

よろしいでしょうか。

【次回開催期日協議】

(会長)

最後に、次回審議会の開催日について協議したいと思います。次回開催日程について、事務局より提案はありますでしょうか？

(事務局)

次回の開催は、来年の2月の初旬から中旬と考えているんですが、いかがでしょうか。

(日程調整の上)

(会長)

それでは、第3回新上五島町水道事業経営審議会の開催日を平成31年2月14日（木）午後1時30分からとします。

【閉会】

(会長)

これもちまして、第2回新上五島町水道事業経営審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

15：30 閉会